



税務会計課からのお知らせ

～申告の準備はお早めに～ 平成30年度 町民税・県民税の申告受付が始まります！

平成30年2月14日（水）から申告相談を受け付けます。いずれの会場でも申告できますが、混雑を防ぐため行政区ごとに日時と会場を設定していますので、なるべく指定された日にご来場ください。

【申告が必要な方】

- ・平成30年1月1日現在、町内に住所がある方
（平成29年中に収入が無くても、国民健康保険税の算定及び各種福祉関係の給付等に所得証明書が必要な方は、役場税務会計課へ連絡が必要となる場合があります。）

【申告の必要が無い方】

- ・税務署に所得税の確定申告をする方
- ・給与収入のみで、年末調整済みの方



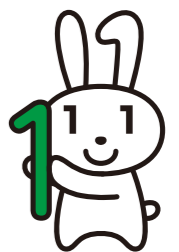
【申告に必要なもの】

- ①申告前に郵送される町民税・県民税の申告書
（税務署から確定申告書が郵送されている場合は、その封筒一式）
- ②印鑑
- ③本人確認書類の写し ≪マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認書類≫
- ④収入・経費がわかる書類
- ⑤給与・年金等の源泉徴収票 ※原本（コピー不可）
- ⑥社会保険料、生命保険料や地震保険料等の控除証明書 ※原本（コピー不可）
- ⑦医療費の支払領収書または医療費控除の明細書 ※病院や薬局ごとに金額を集計して一緒にお持ちください
- ⑧所得税の還付・納付の場合、通帳と通帳印

待ち時間短縮と円滑な申告ができるよう、営業や農業・不動産の申告をする方は、必ず「収支内訳書」を作成して経費等の領収書と一緒に持ちこたください。昨年分までの申告内容等から判断し、平成29年分の申告が必要と思われる方には、1月中旬に申告書や収支内訳書用紙を郵送します。

また、申告書が届かなくても、平成29年中に一時的に収入があった方や途中で退職した方などは申告が必要となることもあります。

マイナンバー制度の導入により、申告書関係書類に提出される方のマイナンバーの記載が必要になります。本人確認は、①マイナンバーカード（個人番号カード）又は②通知カード及び運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、申告の際には、これらの本人確認書類の写しを提出していただくこととなります。詳しくは9ページをご覧ください。



■問合せ先 八峰町税務会計課 ☎76-4604

平成30年度 申告相談日程表

月日	曜日	対象区域	会場	受付時間
2月14日	水	岩館第2	ファガス	午前9時～午後3時
2月15日	木	岩館第1・小入川		
2月16日	金	滝の間・横間		
2月17日	土	休み	-	-
2月18日	日	休み	-	-
2月19日	月	立石・茂浦	ファガス	午前9時～午後3時
2月20日	火	中浜		
2月21日	水	椿・椿台		
2月22日	木	浜田		
2月23日	金	休み	-	-
2月24日	土	休み	-	-
2月25日	日	休み	-	-
2月26日	月	目名淵・萩の台・蝦夷倉	峰栄館	午前9時～午後3時
2月27日	火	岩子・大久保岱・大岱		
2月28日	水	水沢・駅前・大槻野		
3月1日	木	三ツ森・カッチキ台・高野々		
3月2日	金	田中・大土面・沼田		
3月3日	土	休み	-	-
3月4日	日	町内全域（平日の申告が困難な方）	峰栄館	午前9時～午後3時
3月5日	月	畑谷・上畑谷・内坂・強坂・小手萩	峰栄館	午前9時～午後3時
3月6日	火	仲村・塙・大信田		
3月7日	水	大沢・横内・外林		
3月8日	木	石川・内荒巻・稲子沢・大野		
3月9日	金	町内全域		
3月10日	土	休み	-	-
3月11日	日	町内全域（平日の申告が困難な方）	ファガス	午前9時～午後3時
3月12日	月	休み	-	-
3月13日	火	本館・八森第3	ファガス	午前9時～午後3時
3月14日	水	八森第2・八森第1		
3月15日	木	町内全域		